

令和3年(行コ)第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件  
控訴人兼被控訴人(一審被告) 国(処分行政庁:原子力規制委員会)  
被控訴人(一審原告) X1 ほか  
控訴人(一審原告) X51 ほか  
参加人 関西電力株式会社

## 証 拠 説 明 書

(丙64~65号証)

令和5年2月14日

大阪高等裁判所第6民事部CE係 御中

参加人訴訟代理人	弁護士	小	原	正	敏
	弁護士	田	中		宏
	弁護士	西	出	智	幸
	弁護士	神	原		浩
	弁護士	原	井	大	介
	弁護士	森		拓	也

弁護士 辰 田 淳

弁護士 坂 井 俊 介

弁護士 井 上 大 成

弁護士 谷 健 太 郎

弁護士 中 室 祐

弁護士 持 田 陽 一

号証	標目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立証趣旨
丙 64	大飯発電所 発電用 原子炉設置許可申請 書 (3、4号炉完 本) (抜粋)	写し	H29. 5	参加人	<p>参加人が、大飯発電所3、4号機(以下、「本件発電所」という)について、設置許可基準規則の規定を踏まえ、設計基準事故等の発生及び拡大防止対策に係る規定への適合性並びに重大事故等の発生及び拡大防止対策に係る規定への適合性を確認したこと</p> <p>また、「大飯発電所 発電用原子炉設置許可申請書(3、4号炉完本)」は、申請書本文と、添付書類一ないし十からなるところ、丙64号証は、これらのうち、添付書類八、十を抜粋したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・添付書類八は、本件発電所の安全設計について説明したものである。</li> <li>・添付書類十は、本件発電所で事故が発生した場合において当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備について説明したものである。</li> </ul> <p>なお、丙4号証は同資料の異なる箇所を抜粋したものである。</p>

丙 65	大飯発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の一部補正書（抜粋）	写し	R1. 10. 8	参加人	参加人が、平成 30 年 7 月 27 日付設置変更許可申請（2019 年（令和元年）10 月 8 日付最終補正）を行っており、同申請により、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損時の手順等、並びに使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順等について、大気への拡散抑制及び海洋への拡散抑制にかかる所要時間を変更していること
------	---	----	-----------	-----	--